

別添

※ 令和6年度指定障害福祉サービス事業者集団指導資料

施設・事業所における
利用者の安全確保のための体制整備等

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課就労支援担当
施設サービス支援課障害者支援施設担当

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
加藤 みほ
(公印省略)

施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

各施設・事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保や、施設・事業所の管理体制の徹底等に取り組まれていることと存じます。

しかしながら、利用者の障害特性に起因した事故、職員の過失、施設・事業所の過失などによる事故は後を絶たない状況にあります。各施設・事業所におかれましては、改めて利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

上記対策を講じた上でも、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、下記により都に対する報告をお願いいたします。特に、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせがある事故は、速やかに電話等で都の各所管に報告をお願いします。

記

1 報告対象事故等

- ① 死亡事故（誤嚥によるもの等）
 - ② 入院を要した事故（持病による入院等は除く）
 - ③ （②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
 - ④ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
 - ⑤ 無断外出
 - ⑥ 感染症の発生
 - ⑦ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故
 - ⑧ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
 - ⑨ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
 - ⑩ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
 - ⑪ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
 - ⑫ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの
- ※ 障害者虐待（疑いを含む）事案については、区市町村（障害児入所施設は児童相談所

もしくは区市町村子供家庭支援センター)への通報義務があります。

※ 事業者側の責任や過失の有無は問いません。

2 報告方法

事故報告書の提出は、事故報告書提出フォームによる報告を原則としますが、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生後直ちに各所管宛電話による報告をお願いします。

また、その後、可能な限り速やかに別紙様式例を参考に各所管提出フォームに事故報告書(第1報)の御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、東京都への報告に加え、保護者・区市町村(原則として実施機関)・関係機関(警察・消防・保健所等)への連絡も行ってください。

※1 事故の状況等によっては、現地確認を実施する場合があります。

※2 事故報告書のファイル名を「【事故報告】施設・事業所名(サービス種別*)第○報」としてください。

*多機能型事業所等の場合は事故に係るサービス種別を記載

(例)【事故報告】〇〇福祉園(生活介護)第1報

3 自然災害発生の際の東京都への報告

近年、台風や地震などの大規模な自然災害が多く発生しています。日頃から、災害等への備えを進め、利用者の安全を確保する体制を整えていただきますようお願いいたします。

また、施設・事業所の建物の損壊や人的被害が発生した場合には、事故同様、利用者、職員の皆様の安全確保や施設の運営継続等の対応を優先した上で、速やかに被害状況について東京都まで御連絡くださいますようお願いいたします。

4 令和6年度報酬改定に伴う運営の適正化について

令和6年度報酬改定により、別紙1に記載する各事項が未実施の場合等、新たに減算の創設又は見直しが行われているとともに、運営基準の改正も行われておりますので、御確認願います。

5 その他

近年発生している主な重大事故事例について別紙2のとおりまとめました。各施設・事業所での同様の事故の発生を防止するための参考としてください。

6 報告先

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】(都立施設及び都立民間移譲施設を除く)

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1649927325105>

【都立施設及び都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4157

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652842140057>

【就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652772056618>

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652773494182>

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652765652394>

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652351668998>

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376

<提出先>

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1652351668998>

1 令和6年度報酬改定に伴い、以下の各事項が未実施である場合等には、新たに減算の創設又は見直しが行われています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載しておりますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

(1) 虐待防止措置未実施減算（創設）

- ①虐待防止委員会の定期的な開催及び従業者への周知
- ②虐待防止研修の定期的な実施
- ③上記①及び②の取組を行うための担当者の配置

上記①から③の取組が適切に実施されていない場合、所定単位数の1%を減算

(2) 身体拘束廃止未実施減算（見直し）

- ①身体拘束を行う場合、その態様、時間、利用者の状況、やむを得ない理由等を記録
- ②身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催及びその結果を従業者へ周知
- ③身体拘束適正化指針の整備
- ④虐待防止研修の定期的な実施

上記①から④までの取組が適切に実施されていない場合、以下の通り減算額を見直し

【施設・居住系サービス※1】

1日につき5単位減算から所定単位数の10%減算に見直し

【訪問、通所系サービス※2】

1日につき5単位減算から所定単位数の1%減算に見直し

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

(3) 業務継続計画未策定減算（創設）

- ①業務継続計画の策定
- ②業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

【施設・居住系サービス】

所定単位数の3%を減算

【訪問、通所系サービス】

所定単位数の1%を減算

<経過措置>

- ・令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない
- ・ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない
- ・就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない

(4) 情報公表未報告減算（創設）

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がなされていない場合、以下の通り減算

【施設・居住系サービス】

所定単位数の10%を減算

【訪問、通所系サービス】

所定単位数の5%を減算

2 運営基準の見直し

令和6年度報酬改定に伴い、以下の通り運営基準が見直されております。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載しておりますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

(1) 意思決定支援の推進

- ① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記され、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映された。
- ② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認しなければならない。

※障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設除を除く全サービス

(2) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨明記された。

※計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス

(3) 個別支援計画の共有

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならない。

※短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

《主な重大事故の事例》

【事例①】 無断外出後の死亡事故

《事故の概要》

利用者が施設を無断外出し、翌日に施設付近の川で死亡しているところを発見された。

《原因》

- 利用者はこれまでも無断外出を繰り返していた。
- 本人の居室は窓が全開にならないように対策されていたが、隣室は対策がされていなかった。
- 職員が少ない夜間帯に職員は他利用者の個別支援のため、当該利用者の様子に十分な注意ができなかった。

《再発防止策》

- 本人の居室のみならず、1階の全ての居室に窓が全開にならない対策を実施。
- 無断外出の特性のある利用者の居室に見守りカメラを設置し、居室から出た際はブザーが鳴るシステムを導入。

【事例②】 送迎車両での利用者置き去り事故

《事故の概要》

送迎を終了したバスの車内に利用者が置き去りにされ、バスの駐車場にて利用者が発見された。

《原因》

- 運転手がバスの最後列まで歩いて確認をせず、運転席で目視のみの確認しか行わなかった。
- 利用者名簿を用いた乗降車マニュアルはあったものの、名簿のチェックや行動についての確認が不十分であり、送迎を委託している会社と事業所の役割分担も不明確であった。
- 置き去り事故を起こしたバス車両は、代車であり運転手が車両の構造（死角）を十分に認識できていなかった。

《再発防止策》

- 新たに送迎バス運行マニュアルを作成し、事業所職員、委託会社の運転手で共有した。
- 事業所内に降車確認責任者を新たに設置し、委託先運転手だけでなく、事業所職員が最終的に降車確認を実施する。
- 送迎車両に置き去り防止の安全装置を設置し、ヒューマンエラーを防止する。

【事例③】 誤嚥による窒息死亡事故

《事故の概要》

おやつのおやつの黒糖パンを誤嚥し、窒息により死亡した。

《原因》

- 過去に誤嚥事故を起こしていたにもかかわらず、職員の見守りが不十分であった。
- 当日のおやつが非常食用のパンであったため、通常のパンよりも少し硬かった。

《再発防止策》

- 利用者の嚥下状態を再点検し、注意が必要な利用者の食事支援には特に慎重に支援する等マニュアルの見直しを実施。
- 嚥下状態により提供のお盆の色を分け、職員が視覚的に判別しやすくする。
- 利用者の嚥下機能に応じたおやつを提供する。

令和6年12月13日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部

施設サービス支援課長 鹿内 弘実

(公印省略)

施設・事業所における事故報告フォームの変更について

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。
標記の件について、「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）」
（令和6年5月9日付6福祉障施第499号東京都福祉局障害者施策推進部長通知）により
事故等が発生した場合の速やかな報告をお願いしたところです。

この度、東京都のシステム変更に伴い、事故等発生時の報告フォームを以下のとおり変更
することといたしました。

つきましては、下記のとおり取り扱うこととさせていただきますので、ご協力のほどよろ
しくお願いいたします。

記

1 報告方法（変更ありません）

事故報告書の提出は、事故報告書提出フォームによる報告を原則としますが、**死亡事故
や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生
後直ちに各所管宛電話による報告**をお願いします。

また、その後、可能な限り速やかに別紙様式例を参考に各所管提出フォームに事故報告
書（第1報）の御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、東京都への報告に加え、保護者・区市町村（原則として実施機関）・
関係機関（警察・消防・保健所等）への連絡も行ってください。

※1 事故の状況等によっては、現地確認を実施する場合があります。

※2 事故報告書のファイル名を「【事故報告】施設・事業所名（サービス種別*）第
〇報」としてください。

*多機能型事業所等の場合は事故に係るサービス種別を記載

(例)【事故報告】〇〇福祉園（生活介護）第1報

2 報告先（変更後）

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】（都立施設及び都立民間移譲施設を除く）

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/826020>

【都立施設及び都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4157

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/827929>

【就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/829775>

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/702093>

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374

<提出先>

<https://logoform.jp/form/tmgform/835126>

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376

3 変更日

令和6年12月20日（金）午後6時

4 その他

旧報告フォームにつきましては、上記以降は使用できませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ】

東京都福祉局障害者施策推進部

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話：03-5320-4156（直通）

様式例

令和 年 月 日

東京都福祉局

障害者施策推進部〇〇〇〇課長 殿

法人名
施設（事業所）名
施設長（管理者）名

施設（事業所）利用者事故等報告書

施設（事業所）利用者の事故がありましたので下記のとおり報告します。

事業所情報	事業所名・ユニット名	
	サービス種別	
	施設所在地	
	施設管理者名	
	担当者名 連絡先	

利用者氏名 (仁ナル)	さん（男・女）（障害支援区分）	
生年月日等	年 月 日（歳）	
障害状況等	愛の手帳（療育手帳） 度	身体障害者手帳 種 級
	精神障害者手帳 級	障害特性
事故の概要	発生年月日	年 月 日（曜日） 時 分 頃
	発生場所	
	事故種別 (該当の箇所に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 死亡事故 <input type="checkbox"/> 入院を要した事故（持病による入院等は除く） <input type="checkbox"/> 医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 <input type="checkbox"/> 薬の誤与薬 <input type="checkbox"/> 無断外出 <input type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 事件性のあるもの（職員による暴力事件等） <input type="checkbox"/> 保護者や関係者とのトラブル <input type="checkbox"/> 施設運営上の事故の発生（不正会計処理・送迎中の交通事故・個人情報の流出等） <input type="checkbox"/> 虐待通報（通告）が判明した <input type="checkbox"/> 送迎車両等への置き去り事故 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ ）

	原因・経緯・状況	
関係機関への連絡	家族	さん（続柄 ）へ 月 日 時 分頃
	実施機関	福祉事務所へ 月 日 時 分頃
	その他 (病院・警察等)	()へ 月 日 時 分頃
		()へ 月 日 時 分頃
事故後の対応	事故後の利用者の現況	
	保護者等からの意見	
	再発防止に向けての今後の対応	
その他特記事項		

※不足する場合は、別紙を添付してください。

6 福祉障施第 2 5 7 号

令和 6 年 4 月 1 2 日

各障害福祉サービス事業者管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長

加 藤 み ほ

(公印省略)

障害福祉サービス事業所における車両による送迎にあたっての
利用者の安全管理の徹底について (再周知)

このことについては、「障害福祉サービス事業所における車両による送迎にあたっての利用者の安全管理の徹底について (令和 5 年 7 月 7 日付 5 福保障施第 6 4 号)」(以下「別紙通知」という。)等にて周知し、利用者の安全管理の徹底をお願いしてきたところです。

しかしながら今般、都内の事業所において、エンジンを切った状態の車内に利用者 1 名が約 4 0 分間置き去りになる事故が発生しました。利用者が降車する際の所在確認が行われていなかったこと及び使用する車両には置き去りを防止するための安全装置が設置されていなかったことなどが原因と考えられます。

利用者の安全管理は最も優先されるべき事項です。送迎にあたっては利用者の安全管理の徹底をお願いします。少しの気のゆるみが利用者の命に係わる重大事故につながりかねません。

また、安全対策は、複数の予防策を組み合わせることが効果的です。乗降時の利用者の人数や名前の複数の職員でのダブルチェックや、降車時・降車後の車内確認による見落とし防止等に加え、置き去りを防止する安全装置の設置も検討してください。

また、**万が一事故が発生してしまった場合は、「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」(令和 5 年 5 月 9 日付 5 福保障施第 3 2 0 号東京都福祉保健局障害者施策推進部長通知)に基づき、事故発生後速やかに各所管宛電話による報告をいただくよう、****お願いします。また、その後、可能な限り速やかに各所管提出フォームに事故報告書の御提出をいただくよう、お願いします。**

貴所におかれては、別紙通知を改めてご確認いただき、車両による送迎にあたっての利用者の安全管理の徹底を図られるよう、よろしくお願いたします。

【担当】

(障害者支援施設・生活介護・自立訓練)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156

(都立施設及び都立民間移譲施設)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課福祉施設運営担当

電話 03-5320-4157

(就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課就労支援担当

電話 03-5320-4158

(共同生活援助 (GH)・短期入所)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

電話 03-5320-4151

(居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当

電話 03-5320-4325

5福祉障施第64号
令和5年7月7日

各障害福祉サービス事業者管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
鈴木 和典
(公印省略)

障害福祉サービス事業所における車両による送迎にあたっての
利用者の安全管理の徹底について（通知）

このことについては、昨年静岡県牧之原市において認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生したことを契機に、厚生労働省から「介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎にあたっての安全管理の徹底について」（令和4年10月13日付け事務連絡）が発出されたことを受けて、都からも令和4年10月18日付け事務連絡にて各施設及び事業者宛に周知しております。

しかしながら、今般、都内の生活介護事業所において、利用者の送迎にあたり、送迎バスが事業所に到着後、降車確認を適切に行わず一時的に利用者が車内に取り残された事故が発生いたしました。

障害福祉サービス事業所においては、送迎をはじめ、社会経験を得るための外出などにおいて車両を利用する様々な機会がありますが、利用者には自らの意思を伝えることが困難な方や危険の認知、回避する行動が難しい方もおり、いずれの場合であってもサービス提供者として利用者の安全を確保することが必要です。

つきましては、今回の事案の重大性に鑑み、また、これから車内置き去りによる熱中症等のリスクがさらに上昇することを踏まえ、改めて、送迎時の利用者の安全管理を徹底するようお願いいたします。

記

1 所在確認について

利用者の欠席連絡等の出欠状況に関する情報については、場合によっては保護者への速やかな確認を行うとともに、職員間における情報共有を徹底すること。

特に、事業所外での活動、取組等のための移動その他の移動のために車両を運行するときには、乗車及び降車の際に点呼その他障害者の所在を確実に把握できる方法により所在の確認を行うこと。

2 安全管理マニュアルの策定

送迎車両の運行にあたって、安全管理マニュアルを策定するとともに、事業所と保護

者で共有し、安全確保に努めること。

別添のとおり「毎日使えるチェックシート」「送迎業務モデル例」が内閣府ウェブサイトに掲載されているので参考にすること。

3 事業所等における事故防止意識の徹底

車両の運行については、事業所の運営にかかわる全ての職員が各々の役割分担を理解し、行動できるようにするため、ヒヤリハット事例等を用いて研修を行うなど危機管理意識を高めること。

4 万が一重大な事案が発生した場合の対応について

事故発生時には、「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」（令和5年5月9日付5福保障施第320号東京都福祉保健局障害者施策推進部長通知）により対応すること。

【担当】

(障害者支援施設・生活介護・自立訓練)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156

(都立施設及び都立民間移譲施設)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課福祉施設運営担当

電話 03-5320-4157

(就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課就労支援担当

電話 03-5320-4158

(共同生活援助 (GH)・短期入所)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

電話 03-5320-4151

(居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当

電話 03-5320-4325

6 福祉障施第 1 8 2 9 号
令和 6 年 1 0 月 1 1 日

各障害福祉サービス事業者管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
加 藤 み ほ
(公印省略)

障害福祉サービス事業所における車両による送迎にあたっての
利用者の安全管理の徹底について (再周知)

このことについては、「障害福祉サービス事業所における車両による送迎にあたっての利用者の安全管理の徹底について (令和 6 年 4 月 1 2 日付 6 福保障施第 2 5 7 号)」(以下「別紙通知」という。)等にて周知し、利用者の安全管理の徹底をお願いしてきたところです。

しかしながら今般、都内の事業所において、車両から利用者を降車させたあと、車内の確認を適切に行わず、エンジンを切った状態の車内に利用者が一時的に取り残された事故が発生しました。

本件については、利用者の乗車名簿が作成されておらず、運転手や添乗員による目視での所在確認がされていなかったことに加え、配備していた運行マニュアルとは異なる運用がされておりました。

また、使用する車両には置き去りを防止するための安全装置が設置されていなかったことも原因の一つと考えられます。

改めてのお知らせですが、利用者の安全管理は最も優先されるべき事項です。利用者の多くは意志を伝えることや危険を認知し自らの判断で回避する行動をとることは不得手です。事業所の運営に係る全ての職員が危機管理意識を高め、安全管理のために役割分担しながら安心できるサービスの提供を徹底してください。

また、万が一事故が発生してしまった場合は、「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」(令和 5 年 5 月 9 日付 6 福保障施第 4 9 9 号東京都福祉保健局障害者施策推進部長通知)に基づき、事故発生後速やかに各所管宛電話による報告とあわせて、各所管提出フォームに事故報告書の御提出をいただくとともに、利用者や御家族に対して誠意ある対応をお願いします。

貴所におかれては、別紙通知を改めてご確認いただき、車両による送迎にあたっての利用者の安全管理の徹底を図られるよう、よろしく願いいたします。

【担当】

(障害者支援施設・生活介護・自立訓練)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156

(都立施設及び都立民間移譲施設)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課福祉施設運営担当

電話 03-5320-4157

(就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課就労支援担当

電話 03-5320-4158

(共同生活援助 (GH)・短期入所)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

電話 03-5320-4151

(居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当

電話 03-5320-4325

送迎業務モデル例

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

①登園時

事前準備

- 運転手は、車両の点検（ライト、ランプの動作確認等）をしている。
- 園長・主任職員等は、運転手の健康状態を確認している。
- 出席管理責任者は、当日の出欠を確認し、乗車名簿に反映している。
- 出席管理責任者は、乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。

乗車時（こどもが所定の場所で順次乗車）

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。
- 同乗職員は、バス停に乗車すべきこどもがいない場合や乗車しないはずのこどもがいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡している。
⇒ 連絡を受けた出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認している。
- 運転手は、乗車したこどもの着席を確認してから発車している。

降車時（園に到着後、こどもが一斉に降車）

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録している。
- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。
⇒ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。

※「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

降車後（こどもが全員降車後）

- 担任（担当）職員は、乗車名簿とその日の出欠状況を照合し、出席管理責任者に報告している。
- ⇒□ 情報に齟齬がある場合、出席管理責任者は、速やかに出欠について確認を行うとともに、園長等に報告している。
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

②降園時

事前準備～乗車時（こどもが一斉に乗車）

- 出席管理責任者は、当日の出欠を反映させた乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。
- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。

降車時（こどもが所定の場所で順次降車）

- 同乗職員は、こどもの顔を目視し、点呼等し、降りる場所でこどもを保護者に引き渡したことを確認し、記録している。
- 運転手は、降車したこどもの安全を確認してから発車している。

降車後（こどもが全員降車後）

- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。
- ⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

※ 送迎用バス内におけるこどもの席を指定しておくことは、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。

月 日(): 登園 / 降園

- 同乗職員は、
バスに乗る こどもの数を数えた。
- 同乗職員は、
バスから降りた こどもの数を数え、
全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、
連絡のない こどもの欠席について、
出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、
車内に こどもが残っていないことを、
椅子の下まで見落としがないか見て、
確認した。

運 転 手: _____

同乗職員: _____

上記報告を受けた: _____

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長
加藤 みほ
(公印省略)

施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

都においては、施設・事業所に対し、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきたところでありますが、昨年度も、常勤職員・非常勤職員問わず、支援員による利用者の行動を制止するために過度な有形力行使した身体的虐待、支援員の乱暴な言葉かけによる心理的虐待、支援員による利用者からの預り金の着服といった経済的虐待等の事案が発生しております。

利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、都における障害者（児）施設や居宅介護等の障害福祉サービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なうものであり、誠に遺憾であります。

都においては、障害者虐待について、個々の案件に応じて区市町村と連携して対応するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する等、障害者虐待防止に向けた取組を行っているところです。

障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じることとされていると同時に、身体拘束の適正化の推進が義務付けられています（下記6参照）。

各施設・事業所におかれましては、日頃より、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組まれていることと存じますが、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようお願いいたします。

また、下記事項は、施設及び事業所が虐待防止体制を整備するにあたり、特に留意していただきたい事項をまとめたものです。上記取組の実施にあたっては十分参考にさせていただきますようお願いいたします。

記

1 利用者の人権擁護・虐待防止のための体制について

- (1) 運営規程への定めと全職種の職員への周知
- (2) 虐待防止委員会（年1回以上）、虐待防止の担当者を設置する等の体制整備

◇虐待防止委員会の役割（運営基準等解釈通知より）

- ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起りやすい職場環境の確認等）
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

- (3) 倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成、及び虐待防止啓発掲示物や相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底 など

◇虐待防止のための指針に規定する項目例（運営基準等解釈通知より）

- ・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

2 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について

- (1) 全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- (2) 障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- (3) 事例検討

※虐待防止のための研修は、年1回以上（新規採用時には必ず）実施すること

※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、受講させること

※職場内研修のみならず、職場外研修の充実化も図ること

3 虐待を防止するための取組について

- (1) 管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり
- (2) 非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
- (3) 全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

4 通報義務について

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の事実確認をうけることが必要です。

- ※ 障害児入所施設に入所する児童への虐待については、児童福祉法に基づき、児童相談所もしくは区市町村子供家庭支援センターに通告します。
- ※ 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となります。
- ※ また、虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。
- ※ 各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、各担当宛に提出してください。

5 身体拘束の禁止について

障害者総合支援法に基づく運営基準では、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。やむを得ず身体拘束等を行うときは所定の手続き（①組織による決定と個別支援計画への記載、②本人・家族への十分な説明、③必要な事項の記録）を経るようご注意ください（詳細は「7 参考資料」記載の手引き参照）。

なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても御留意願います。

6 運営基準の改正による取組の強化について

虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化の推進のため以下のとおり施設・事業所の取組が令和4年度より義務化されるとともに、令和6年度報酬改定において、新たな減算規定の創設及び減算額の増額などの制度改正がありましたので、以上の取組とあわせ、運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

(1) 虐待防止について

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ② 従業者への定期的な研修の実施
- ③ 虐待の防止等のための担当者の設置

※ 虐待防止に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

(2) 身体拘束の適正化について

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修の実施

※ 身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

7 参考資料

以下の厚生労働省ホームページのリンク先に掲載されている、障害者の虐待防止に係る通知及び手引き等についてもご確認願います。

厚生労働省ホームページリンク先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/gyakutaiboushi/index.html

担当：東京都福祉局障害者施策推進部

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当

電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当

電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】

地域生活支援課 在宅支援担当

電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当

電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

雇児総発 0915 第 1 号
社援基発 0915 第 1 号
障 障 発 0915 第 1 号
老 高 発 0915 第 1 号
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について (通知)

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願いいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

記

1. 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。
2. 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配慮すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

(別添)

社会福祉施設等における点検項目

1 日常の対応

(1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。
また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るため、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
 - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
 - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

- ③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

- ④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を随時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

- (6) 施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途中で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
 - ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
 - ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
 - ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
 - ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。
 - ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なおそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動揺させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所へ移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配慮したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかったときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（１）の体制を確保する。

28福保障施第1338号
平成28年7月26日

各障害者支援施設 }
各障害児入所施設 } 管理者殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部長
高原 俊 幸
(公 印 省 略)

施設における防犯等安全管理の確保について

本日、7月26日、神奈川県相模原市に所在する障害者支援施設内で、不審者により多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

各施設におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保に取り組まれていることと存じますが、これを契機に、職員による対応、施設・設備面での対応、警察等関係機関との連携等、下記項目について改めて確認を行い、施設の安全確保を図っていただくようお願いいたします。

記

1 緊急時の安全確保

- (1) 施設管理者への迅速な情報伝達、利用者への注意喚起や避難誘導等、緊急に対応できる職員体制の整備
- (2) 警察に対して直ちに通報がなされる体制の整備

2 施設の安全確保

- (1) 門扉・囲障・外灯・建物・居室等の窓・出入口の適切な施錠、鍵の管理及び破損状況の確認
- (2) 自動警報装置、防犯監視システム等が設置されている場合の作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認
- (3) 不審者などが侵入しやすい死角などの重点的な安全確認

3 日常の安全確保

- (1) 不審者の侵入等を想定した危機管理マニュアルの策定、研修・防犯訓練の実施
- (2) 来訪者に対する挨拶、声掛け、用件の確認
- (3) スマートフォン向けゲームユーザー等による施設への無断立ち入り等に対する適切な防止策

担当：東京都福祉保健局障害者施策推進部

【障害者支援施設】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【障害児入所施設】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

28福保障施第1349号
平成28年7月27日

各障害福祉サービス事業所
各障害児通所支援事業所

} 管理者殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部長
高原 俊幸
(公 印 省 略)

事業所における防犯等安全管理の確保について

平成28年7月26日、神奈川県相模原市に所在する障害者支援施設内で、不審者により多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

各事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保に取り組まれていることと存じますが、これを契機に、職員による対応、施設・設備面での対応、警察等関係機関との連携等、下記項目について改めて確認を行い、事業所の安全確保を図っていただくようお願いいたします。

記

1 緊急時の安全確保

- (1) 事業所管理者への迅速な情報伝達、利用者への注意喚起や避難誘導等、緊急に対応できる職員体制の整備
- (2) 警察に対して直ちに通報がなされる体制の整備

2 施設の安全確保

- (1) 門扉・囲障・外灯・建物等の窓・出入口の適切な施錠、鍵の管理及び破損状況の確認
- (2) 自動警報装置、防犯監視システム等が設置されている場合の作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認
- (3) 不審者などが侵入しやすい死角などの重点的な安全確認

3 日常の安全確保

- (1) 不審者の侵入等を想定した危機管理マニュアルの策定、研修・防犯訓練の実施
- (2) 来訪者に対する挨拶、声掛け、用件の確認
- (3) スマートフォン向けゲームユーザー等による事業所への無断立ち入り等に対する適切な防止策

担当：東京都福祉保健局障害者施策推進部

【生活介護・自立訓練】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型】

地域生活支援課 就労支援担当

電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当

電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護】

地域生活支援課 在宅支援担当

電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

【児童発達支援・放課後等デイサービス】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当

電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

雇児総発 0726 第 1 号
社援基発 0726 第 1 号
障障発 0726 第 1 号
老高発 0726 第 1 号
平成 28 年 7 月 26 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部局長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)
厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

本日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

現時点において詳細は不明であります。管内市町村及び社会福祉施設等に対し、下記の事項に留意の上、あらためて社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

記

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

事務連絡
平成28年8月17日

各障害者支援施設
各障害児入所施設

} 管理者殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課長
東京都福祉保健局障害者施策推進部障害児・療育担当課長
警視庁生活安全部生活安全総務課生活安全担当管理官

施設と警察等関係機関との協力・連携体制の構築について

平素より、東京都の障害者施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先月、神奈川県相模原市に所在する障害者支援施設内で多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生し、東京都から防犯等安全管理について注意喚起を行ったところです。

各施設におかれましては、利用者等の安全確保に努めていただいていることと存じますが、この度、警視庁では、都内の各障害者支援施設等を訪問し、施設の防犯体制に関して助言指導を行うこととしておりますので御協力をお願いいたします。

今後、所轄の警察署等より連絡があった場合には、この機会を捉え、警察等関係機関や地域との協力・連携体制の構築に努め、より一層の防犯体制の強化を図っていただくようお願いいたします。

○本件に関する担当

東京都障害者施策推進部施設サービス支援課

【障害者支援施設】 障害者支援担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【障害児入所施設】 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

○警視庁担当

警視庁生活安全部生活安全総務課

【生活安全対策第一係】

電話 03-3581-4321 FAX 03-3597-1138

事 務 連 絡
平成 28 年 9 月 15 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。この事件を受け、障害者支援施設等において、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、別添のとおり、本年9月15日付け雇児総発0915第1号・社援発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」を各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局長宛て発出したところです。

つきましては、貴部（局）におかれても本件についてご了知いただくとともに、管内市町村への周知等にご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、別添通知における「社会福祉施設等」には、児童発達支援事業を行う事業所等、通所系サービスを実施する事業所も含まれることを申し添えます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課企画法令係
TEL：03-5253-1111（内線：3046）
FAX：03-3591-8914

事 務 連 絡
令和6年3月15日

都内障害者施設管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の
医療提供体制等に関する東京都の対応について

日頃より、都の医療施策及び感染症対策に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年3月5日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等から都道府県宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」が発出され、新型コロナウイルス感染症への対応については、本年3月末をもって、通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、令和6年4月以降、通常の医療提供体制とすることが通知されました。

本事務連絡に基づき、都における令和6年4月以降の外来・入院医療体制等について、下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

引き続き、感染症対策に御協力くださいますようお願いいたします。

記

次頁以降のとおりとする、なお、目次は以下のとおりである。

目次

I 新型コロナウイルス感染症の都内患者発生状況について	3
II 新型コロナウイルス感染症患者の積極的疫学調査及びそれに伴う検査について	3
III 医療提供体制・都が設置する施設の運営について	
1 MIST について	3
2 外来医療体制について	4
3 入院患者の受入体制について	4
4 高齢者等医療支援型施設について	4
IV 都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について	
1 東京都新型コロナ相談センター及び医療機関案内について	4
2 都立病院のコロナ後遺症相談窓口について	5
3 高齢者施設に対する医療体制強化事業について	6
4 感染症専用相談窓口及び即応支援チームの派遣について	6
V 施設の職員に対する集中的検査について	6
VI ワクチン接種について	7
VII 治療薬及び入院医療費にかかる公費支援について	7
担当者及び連絡先	7

I 新型コロナウイルス感染症の患者発生状況について

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に関する都内の患者発生状況については、引き続き東京都感染症発生動向調査事業実施要綱第4の2に基づき指定された定点医療機関から週単位で報告を受け、集計結果はホームページで公表します。

II 新型コロナウイルス感染症患者の積極的疫学調査及びそれに伴う検査について

昨年10月以降についても、重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障害者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査については、保健所が公衆衛生上必要と認めた場合は、引き続き行政検査として取り扱ってきたところですが、当該取扱いは本年3月末で終了となります。

なお、施設からの集団発生報告等を受け、保健所が積極的疫学調査を行う中で、ウイルスの型を特定する必要がある場合には、施設に対して保健所から御相談する場合があります。

III 医療提供体制・都が設置する施設の運営について

1 MISTについて

都では、新型コロナ陽性者の管理や、患者の入院・入所調整等を行うシステムとして、令和3年3月より、「東京都新型コロナウイルス感染者情報システム」（以下「MIST」という。）を活用してきました。MISTでは、病院側で使用する「東京都新型コロナ病院ポータル」（以下「病院ポータル」という。）の機能や、5類移行後には、医療機関間での入院調整を円滑に進めるため、医療機関が病院等の空床情報を検索する「東京都新型コロナ入院調整ポータル」の機能を追加し運用を行ってきたところです。

現行のMISTの運用については、通常医療提供体制への移行期間の終了に伴い、本年3月末をもって終了します。各機能の停止については、以下のとおりです。

(1) 高齢者等医療支援型施設への入所調整依頼機能の停止

高齢者等医療支援型施設の閉所に伴い、直接施設への入所調整ができる高齢者等医療支援型施設入所調整依頼フォームを令和6年3月18日(月曜日)正午に停止します。

(2) 受入可能な病床数の共有機能の停止

医療機関間で入院調整を行う際に、都内の病院における受入可能な病床数等について、外来対応医療機関が把握できる機能として活用いただいている病床検索機能については、令和6年3月31日(日曜日)午後5時に停止します。

2 外来医療体制について

外来対応医療機関の指定・公表の仕組みは 本年3月末をもって終了します。本年4月以降は、広く一般的な医療機関において、新型コロナの診療に対応する通常の医療提供体制となります。

3 入院患者の受入体制について

新型コロナに係る入院医療体制については、本年3月末までの「移行計画」等に基づき、確保病床によらない形での入院患者の受入れを進めてきました。

本年4月以降は、中等症Ⅱ・重症患者も含めて全ての新型コロナ患者を確保病床によらず受け入れる通常の医療提供体制となります。

また、入院先の決定（入院調整）については、令和5年5月8日以降、他の疾患と同様に入院の可否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行しています。

4 高齢者等医療支援型施設について

高齢者等医療支援型施設は、本年3月末をもって運営を終了します。詳細は次のとおりです。

(1) 新規受入れの受付終了

令和6年3月18日（月曜日）正午

※渋谷は新規受入れ終了済

(2) 閉所

令和6年3月31日（日曜日）午後5時

※渋谷は令和6年3月15日（金曜日）午後5時

※上記日時までに退所できない場合は、病院等への転院調整を行います。

IV 都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について

1 東京都新型コロナ相談センター及び医療機関案内について

東京都新型コロナ相談センターにおける相談受付は、令和6年3月31日（日曜日）午後11時59分をもって終了します。

厚生労働省においては、令和6年4月以降も引き続き新型コロナ患者等に関する相談窓口を設ける予定です。

<新型コロナウイルス感染症電話相談窓口>

電話：0120-565653

医療機関の案内や救急の相談等については、他の疾病と同様、医療情報ネット及び医療機関案内サービス「ひまわり」、東京消防庁救急相談センター（#7119）、子供の健康相談室（#8000）等が対応します。

<都で実施する医療機関案内及び救急の相談等>

○ 都で実施する医療機関案内サービス

(1) オンライン医療機関検索「医療情報ネット」

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

※URL は令和6年4月1日から有効になります。

(2) 医療機関案内サービス「ひまわり」

ア 電話案内

電話：03-5272-0303

受付時間：毎日24時間

コンピュータがお問い合わせ時間に診療を行っている医療機関を音声・ファクシミリで御案内します。

ファクシミリでの御案内はファクシミリ機能付き電話機に対応しています。音声のアナウンスに従ってダイヤル又はプッシュボタンを操作してください。

イ 聴覚障害者向け専用ファクシミリ

ファクシミリ：03-5285-8080

受付時間：毎日24時間



○ 東京消防庁救急相談センター（#7119）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/kyuu-adv/soudan-center.htm>



○ 東京版救急受診ガイド（WEB検索サイト）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/tfd/hp-kyuuumuka/guide/main/index.html>



○ 子供の健康相談室（#8000）

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/k_soudan.html



2 都立病院のコロナ後遺症相談窓口について

都立病院に設置していたコロナ後遺症相談窓口については、本年3月29日をもって終了します。各病院の受付終了日時は以下のとおりです。